

基 発 0901 第 8 号
職 発 0901 第 3 号
雇 均 発 0901 第 2 号
開 発 0901 第 3 号
令 和 2 年 9 月 1 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)
厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの各種手続における
押印及び署名の取扱い等について

今般、令和2年7月17日に閣議決定された「規制改革実施計画」において、「各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているものについて、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う」こととされたところ。

については、新型コロナウイルス感染症の感染防止等の観点から、緊急対応として、都道府県労働局や公共職業安定所等（以下「労働局等」という。）に書面で提出する申請等における押印及び署名の取扱い等について、下記のとおりとしたので、これに十分留意の上、業務の円滑な実施について遺漏のなきよう万全を期されたい。

また、本件については、別添1の本日付け職発0901第4号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長宛て併せて通知したことを申し添える。

なお、障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書については、事業主から照会があった際には、必要に応じて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に照会していただくよう事業主に伝達されたい。

加えて、押印及び署名の取扱いについては、今般の緊急対応のみならず、今後は法令等の改正を含め、その恒久的な制度的対応を検討することとする。

記

1 事業主の押印及び署名の取扱い

事業主が労働局等に提出することを要する別添2（※1）に掲げる手続については、事業主の押印又は署名（※2）を必要としているところであるが、当分の間、事業主の押印又は署名がなくても、そのことのみをもって補正指示を行わず、事業主の記名のみにより処理を行って差し支えないこと（※3）。

（※1）規制改革会議が提示する基準（別添3）を踏まえ、緊急対応を講じることとしたものを対象としている。

（※2）事業主以外の押印又は署名を必要としている手続については、引き続きこれまでと同様の取扱いとすること。

（※3）押印及び署名の取扱いの変更にあたっては、押印に関する民事訴訟法の取扱い等について示された「押印についてのQ&A」（別添4）を参照すること。

この取扱いは、本日以後受け付けた申請等について適用すること。

なお、別添2の項目1「雇用保険に係る事業主が行う手続」の留意事項については、別途通知することとする。

2 オンライン手続の周知

別添2に掲げる手続の一部は、書面での手続を必ず求めているものではなく、オンラインでの手続が可能となっているところ、この点について、ホームページ等を活用した効果的な周知に努めること。

なお、別添2の項目4に掲げる手続については、オンラインでの手続が可能になるよう検討を進めており、具体的な手続方法が整理でき次第改めて通知する予定であるので留意すること。

(連絡先)

【別添2 項目1 関係】 職業安定局雇用保険課

河村・服部 (内線 5760・5341)

【別添2 項目2 関係】 職業安定局雇用保険課

渡辺・楠本 (内線 5777)

【別添2 項目3 関係】 職業安定局外国人雇用対策課

浅野・上野 (内線 5687)

【別添2 項目4 関係】 職業安定局雇用開発企画課就労支援室

紙谷・國兼 (内線 5696)

【別添2 項目5 関係】 職業安定局障害者雇用対策課

平・山岡 (内線 5782)

【別添2 項目6 関係】 労働基準局労働条件政策課

飯野・石井 (内線 5524・5384)

【別添2 項目7 関係】 労働基準局賃金課

松浦 (内線 5348)

【別添2 項目8 関係】 労働基準局安全衛生部労働衛生課

西川 (内線 5506)

職 発 0901 第 4 号
令 和 2 年 9 月 1 日

独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの各種手続における
押印及び署名の取扱い等について

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染防止等の観点から、障害者雇用納付金並びに障害者雇用調整金、在宅就業障害者特例調整金、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金（以下「障害者雇用納付金等」という。）並びに雇用関係助成金に係る書面で提出する手続における押印及び署名の取扱い等について、下記のとおりとしたので、これに十分留意の上、業務の円滑な実施について遺漏のなきよう万全を期されたい。

また、書面で提出する障害者雇用納付金等及び雇用関係助成金以外の届出等についても、下記を踏まえ必要に応じてご検討いただくようお願いする。

加えて、押印及び署名の取扱いについては、今般の緊急対応のみならず、恒久的な対応をご検討いただくようお願いする。

なお、別添の「新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの各種手続における押印及び署名の取扱い等について」（令和2年9月1日付け職発0901第3号）により、各都道府県労働局長宛て別途通知していることを申し添える。

記

1 事業主の押印及び署名の取扱い

障害者雇用納付金等及び雇用関係助成金に係る支給の手続きについては、事業主の押印又は署名（※1）を必要としているところであるが、今般、新型コロナウイルス感染症の経済4団体（※2）からの要望等を踏まえ、当分の間、事業主の押印又は署名がなくても、そのことのみをもって不備返戻を行わず、事業主の記名のみにより処理を行うようお願いする（※3）。

（※1）事業主以外の押印又は署名を必要としている手続きについては、引き続きこれまでと同様の取扱いとすること。

（※2）経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟

（※3）押印及び署名の取扱いの変更にあたっては、押印に関する民事訴訟法の取扱い等について示された「押印についてのQ&A」（別添4）を参照すること。

2 オンライン手続の周知

障害者雇用納付金等の手続の一部は、書面での手続を必ず求めているものではなく、オンラインでの手続が可能となっているところ、この点について、ホームページ等を活用した効果的な周知に努めるようお願いする。

（連絡先）

【障害者雇用納付金等及び雇用関係助成金（職業安定局障害者雇用対策課所掌分）について】

職業安定局障害者雇用対策課

平・山岡（内線 5782）

【雇用関係助成金（職業安定局高齢者雇用対策課所掌分）について】

職業安定局高齢者雇用対策課

布川・恒石（内線 5823）

当面の間、署名又は押印を必ずしも必要としない扱いとする手続

項目	手続等の名称
1	雇用保険に係る事業主が行う手続
2	雇用関係助成金に係る手続
3	外国人雇用状況届出
4	公正採用選考人権啓発推進員状況報告
5	障害者雇用納付金申告書、障害者雇用調整金及び在宅就業障害者特例調整金支給申請書
6	働き方改革推進支援助成金に係る手続 (働き方改革推進支援助成金交付申請書、働き方改革推進支援助成金事業実施計画変更申請書、働き方改革推進支援助成金事業中止・廃止承認申請書、働き方改革推進支援助成金事業完了予定期日変更報告書、働き方改革推進支援助成金事業実施状況報告書、働き方改革推進支援助成金支払状況報告書、働き方改革推進支援助成金支給申請書、働き方改革推進支援助成金事業実施結果報告書、働き方改革推進支援助成金に係る消費税額の確定に伴う報告書、就業規則に係る労働基準監督署への届出に代わる申立書、共同事業主協定書)
7	業務改善助成金に係る手続 (業務改善助成金交付申請書、業務改善助成金事業計画変更申請書、業務改善助成金事業廃止承認申請書、業務改善助成金事業完了予定期日変更報告書、状況報告、業務改善助成金事業実績報告書、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書、業務改善助成金支払請求書、与信取引等に関する情報提供に係る承諾書)
8	受動喫煙防止対策助成金に係る手続 (受動喫煙防止対策助成金交付申請書、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認申請書、受動喫煙防止対策助成金事業(中止・廃止)承認申請書、受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書、受動喫煙防止対策助成金交付額支払請求書及び年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書)

令和2年5月22日

各府省規制改革担当

行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）

規制改革推進会議議長 小林喜光

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しが喫緊の課題であります。

各府省には、厳しい現状を踏まえ、徹底した見直しに取り組んでいただくことをお願いいたします。

そのため、下記に基づき、あらためて、経済団体からの「コロナ感染症対応としての規制・制度の見直し要望」への対応についての再検討を行うことを依頼します。

期限の短い中での検討となりますが、コロナ危機への対応ということでご理解をお願いします。

以 上

0. 基本的考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためには、可能な限り人と人との接触を減少させることが必要。各企業、省庁等において、テレワークの取組が推進されているところであるが、その一方で、テレワークの推進を、行政手続等（行政機関と個人・企業等とが行う手続一般をいう。以下同じ。）における書面主義、押印主義、対面主義が阻害している。

新型コロナウイルス感染症の脅威は引き続き継続することを考えると、緊急事態宣言が終了した後においても、可能な限り人と人との接触を少なくする新しい生活スタイルを維持する必要がある。また、新型コロナウイルスの危機の終息した後においても、デジタル時代における行政のあり方として、デジタル三原則に則ったデジタルガバメントの実現が求められ、その中では、書面主義、押印主義、対面主義から決別することが必須となる。

このような問題意識の下、各府省は以下の対応を行うべきである。

- ① 各府省は、緊急対応として、行政手続等を行う個人・企業等が、テレワーク、リモートワークによって、オフィスに行くことなく、行政手続等を完結できるようにするために、必要な対応を行う。
- ② 各府省は、緊急対応を行った事項だけでなく、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難である事項も含め、緊急対応を実施している間において、デジタルガバメントの実現のため、書面主義、押印主義、対面主義の見直しを検討し、制度的対応を実施する。

各府省における具体的な取組として、以下の対応を行うことを求める。

- ① まず、経済4団体から提出された具体的要望事項（例示されたものも含む。）について、下記1. から4. に従い、緊急対応としての取組を実施することを求める。
- ② 要望において行政手続等全般の見直しが求められている事項（例示されたものを除く。）や具体的要望事項がない項目についても、緊急対応の必要性を考慮の上、優先順位の高いものから順次、できる限り早期に、同様の緊急対応としての取組を実施するよう求める。
- ③ さらに、緊急対応としての取組を行うものも含め、制度的対応としての取組を求める。

1. 書面主義の見直しの基準について

(1) オンライン手続が提供されている行政手続等について

【緊急対応】

- a オンライン手続の周知を図り、利用を促進する。
- b オンライン手続が提供されているとしても、その利用開始のための手続負担（多数の書類提出や電子署名の要求等）があるために、オンライン手続を開始できない場合がある。このような場合には、緊急対応の趣旨を勘案して利用開始のための手続をオフィスに行かずに済ませよう、手続負担の軽減を図る。
- c オンライン手続が提供されているとしても、その手続自体が利用しにくい（別途書面の提出が必要等）ために、オンライン手続を行う意味がない場合がある。また、入力支援機能が不十分なため利用者が入力に膨大な時間を要し、あるいは、誤記等を理由として補正や再申請を求められるケースが多発するなど、オンラインで手続が完結しているとは言い難い事例も生じている。このような場合について、高い利便性をもってオンラインで手続が完結するよう、手続負担の軽減を図る。
- d オンライン手続が提供されていることを理由に、緊急対応として必要な見直しを行わないことがないようにするとともにオンライン手続を利用できない者への対応のため、オンライン手続が提供されている場合であっても、オンライン手続が提供されていない手続（下記（2））に準じた緊急対応を行うものとする。
- e 上記 a から d の取組を実施しない場合には、各府省において、実施しない理由を明らかにするものとする。

【制度的対応】

オンライン手続について、入力事項の簡素化・標準化、提出書類の削減、提出方法の定型化・ワンストップ化、入力支援機能の充実等の見直しを行い、オンライン利用率の引上げを図る。

(2) オンライン手続が提供されていない行政手続等について

【緊急対応】

- f 文書を PDF 等によって添付する形で e メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を認める。その際、押印については、押印原則の見直しの基準（後記 2. 参照）に従って対応（押印の廃止、省略等）する。添付書類のうち、官公署での取得が必要なものなどテレワーク環境下で直ちに提出が困難なものについては、添付の省略又は後日送付を認める。
- g 報告書や届出書等の提出期限については、柔軟に対応する。
- h 各府省から、個人・企業等に対して送付（郵送、ファックス）する書類についても、e メールでの送付を希望しない者を除いて、e メール（文書を PDF 等で添付）での送付を行う。
- i 上記 f から h の取組を実施しない場合には、各府省において、実施しない理由を明らかにするものとする。

【制度的対応】

オンライン手続を早急に整備する。その際には、真に利用者に使われる手続となるよう、利用者目線に立った効率的な仕組みを構築する。速やかにオンライン化を図る必要性や費用対効果の観点から、新たな情報システムの整備等が適当ではない場合には、e メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出の手続を整備することも検討する。この場合、提出者の e メールアドレスの事前確認や提出先の e メールアドレスの提供、メール送信時のルール（同報者をどうするか等）の策定、ID/パスワード方式の採用等により、本人確認や書類の管理等を的確に行える仕組みを構築することが考えられる。

2. 押印原則の見直しの基準について

(1) 緊急対応について

押印を求めることは、テレワーク環境下では困難である場合が多いため、原則として求めないこととする。具体的な対応は、押印を求めている根拠条文等に応じ、以下の対応を行う。

- a 法令（法律、政令及び省令を言う。以下同じ。）で、押印を条文の規定上求めている書面及び省令・告示に規定する様式上押印が求められている書面以外の書面（通達やガイドラインで押印を求めているものを含む。）については、押印を求めないこととする。これらについては、押印を求める根拠規定がない以上、押印を求めることは本来認められない手続である。押印を求める通達やガイドライン等については、速やかに改正を行うものとする。
- b 法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面については、基本的には押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられる。これらについては、押印がなくても書面を受け付けることとする。
- c 法令の条文で押印を求めることが規定されておらず、省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面のうち、押印を求める積極的意味合いが大きいものについては、法令の条文で押印を求めることが規定されている場合(dの場合)に準じて見直しを行う。
- d 法令の条文で押印を求めることが規定されている書面については、押印が求められている趣旨に合理的理由があるか、押印が求められている趣旨を他の手段により代替することが可能かを、求めている押印の種類（印鑑証明付きの実印であるか認印・角印であるか）、行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえた上で、新型コロナウイルスの危機時における緊急対応であるとの趣旨を勘案して、押印がなくても書面を受け付けることができるか検討し、可能な限り、押印がなくても書面を受け付けるものとする。検討にあたっては、下記の注1～4の記載事項及び3. の行政手続等の類型毎の対応方針に従って、検討を行うこととする。

(注1) コロナ対応の緊要性を考えると、押印のない文書であっても、押印を求める必要性、重要性が低い場合や他の本人確認等の代替手段によって押印を求める趣旨が満たされる場合には、申請等を拒否する法的義務が行政機関にあるわけではなく、手続を認めるべきである。

(注2) 押印が求められている趣旨として、以下の3点が考えられる。

- (i) 本人確認(文書作成者の真正性担保)。この場合、注3記載のように本人確認のための手法は他にも多数ある上、特に実印による押印でない場合には本人確認としての効果は大きくないことに留意する必要。
- (ii) 文書作成の真意の確認。この場合、本人確認がなされれば通常の場合には不要であると考えられることに留意する必要。
- (iii) 文書内容の真正性担保(証拠としての担保価値)。この場合、実印でない押印の意味は必ずしも大きいと言えないこと、文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、手続全体として評価されることに留意する必要。

(注3) 押印が求められている趣旨を代替する手段として、例えば、以下のような方法が考えられる。

- (i) 継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
- (ii) 本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出(本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる)
- (iii) ID/パスワード方式による認証
- (iv) 本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真のPDFでの添付
- (v) 他の添付書類による本人確認
- (vi) 電話やウェブ会議等による本人確認
- (vii) 押印のなされた文書のPDFでの添付
- (viii) 署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等)
- (ix) 実地調査等の機会における確認

(注4) 行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえるにあたっては、行政手続が継続的な関係の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いことに留意する必要がある。

- e 上記a及びbの取組を実施しない場合、c及びdの検討の結果、押印がなくても受け付ける取組としない場合には、各府省において、その理由を明らかにするものとする。
- f なお、押印の代わりに電子署名を求めることは、多くの行政手続等について、現在でも可能とされている。電子署名による手続が可能なものについては、その旨の周知を行うこととする。他方で、電子署名は、いわば実印と同様のものであり、セキュリティ

イ上の取り扱いから使い勝手が悪いという指摘が多くある。実印を求めている行政手続等については、従来の電子署名法の電子署名以外の簡易な民間電子認証サービスその他の本人確認方法の利用を検討すべきである。(電子署名法の電子署名について、使い勝手をよくするための見直しは別途行う。)

(注) 電子署名及び認証業務に関する法律による認定認証業務を行う者は10者ある。また、クラウド技術を活用した電子認証サービスを提供している民間企業も複数存在している。

(2) 制度的対応について

緊急対応を実施している間において、デジタルガバメントの実現のため、押印を求める行政手続等について押印の必要性を厳しく検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止する。

3. 行政手続等の類型毎の対応方針

① 社会保険・労働関係(健康保険、雇用保険、労働基準、労働安全等の各種申請・届出)

【緊急対応】

オンライン手続が提供されているがオンライン利用率が低い手続が多い。オンライン利用の周知を行うとともに、使い勝手の改善を行う。また、必要不可欠な文書以外については提出を求めないなど、緊急対応として、申請者負担の軽減を図る。

オンライン手続が提供されているものであっても、その使い勝手が悪いものが多いため、これらも含め、押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要(廃止又は押印のない書面も受け付けることをいう。以下同じ。)とするとともに、eメール等での書類提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を認めるなどの対応を行う。多くの手続が継続的關係の中で行われており、また、必要であれば電話・メール等で内容を確認することも可能であるため、押印を求める必要性は低い。

また、従業員等が押印した書面等の添付等を求めている場合についても、求めている押印は認印であり、押印を求めることによる本人確認等の意味は小さい。これらについても、原則として、押印不要とする。

【制度的対応】

オンライン化及びオンライン利用率を上げるため必要な対応を行う。その際、簡易な民間電子認証サービスの利用等についても検討する。押印については、従業員等による押印も含め、廃止する方向で検討する。また、添付書類等として、従業員等が押印した紙文書の提出・保存を求めるものも多いので、これらについても電子的な保存等を認める方向で検討する。

② 各種証明書（就労証明書、在職証明書等）

【緊急対応】

各種証明書は、一般に、個人の申請者が、行政庁に申請等を行うに際して、事業者等が就労や在職事実の証明を行うものである。就労証明書や在職証明書の添付が必要な保育所等への入所申請は、一部の地方自治体でオンライン申請が可能となっているものの、事業者の押印が求められていることなどから、オンライン化が進んでいない。事業者の押印は不要として差し支えないことや、PDF ファイル等による書類提出を認めることを明確にした上で、新型コロナウイルス感染症への対応という非常事態における緊急対応が、住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実施が望まれる旨を明確化したガイドラインを、地方公共団体の担当部局に発出（地方公共団体の実施状況のフォローアップを含む。以下同じ）する。文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく、事業所からのメール等も可能であり、事業所等の連絡先を記載することや、場合によっては事業所に連絡することがあり得ることを示すことで、改ざん等の抑止力として機能する。

その他各種証明書についても、事業者の押印を不要とするとともに、PDF ファイル等による書類提出を認める。この場合、地方公共団体が申請先となるものについては、上記の同様の観点から内容をガイドラインに明確化し、地方公共団体へ周知徹底等を行う。

【制度的対応】

保育所への入所に必要な就労証明書については、事業者、申請者及び行政における手続きが、すべてオンラインで完結する仕組みを早急に構築する。このほかの証明書についても、オンライン化等に必要な対応を行う。その際、簡易な民間電子認証サービスの利用その他の本人確認方法について検討する。押印については、廃止する方向で検討する。

③ 安全規制（施設等の点検・検査・責任者等についての届出等）

【緊急対応】

オンライン手続きが提供されていないものも多い。押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。地方公共団体が申請先となる手続については、法令等所管各府省における対応を明確にした上で、新型コロナウイルス感染症への対応という非常事態における緊急対応が住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実施が望まれる旨を明確化したガイドラインを、地方公共団体の担当部局に発出する。新たに施設等を設置する場合などを除き、各種の報告や届出等は、継続的な関係の中で行われており、必要であれば、実地調査を行い、又は、電話・メール等で内容を確認することも可能であるため、押印を求める必要性は低い。新たに施設等を設置する場合などであっても、継続的關係にある者からの申請である場合や、実地調査をして確認する場合などについて、押印を求める必要性は低い。

【制度的対応】

オンライン化及びオンライン利用率を引き上げるため必要な対応を行う。その際、簡易な民間電子認証サービスの利用その他の本人確認方法を検討する。押印については、廃止する方向で検討する。

④ 業法（営業についての許認可・変更申請・各種届出等）

【緊急対応】

オンライン手続が提供されていないものも多い。押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。地方公共団体が申請先となるものについては、法令等所管各府省における対応を明確にした上で、コロナ感染症への対応という非常事態における緊急対応が住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実施が望まれる旨を明確化したガイドラインを、地方公共団体の担当部局に発出する。新規に営業許認可等を求める場合などを除き、変更申請や事業報告等は継続的な関係の中での手続であり、本人確認のために押印を求める必要性は低い。

【制度的対応】

オンライン化及びオンライン利用率を引き上げるため必要な対応を行う。その際、簡易な民間電子認証サービスの利用その他の本人確認方法を検討する。押印については、廃止する方向で検討する。

⑤ 国税・地方税

【緊急対応】

一定程度、オンライン利用が進んでいる手続は多い。オンライン利用の周知を行う。

オンライン手続が提供されていない手続についても、押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。継続的に提出を受け付けている場合や、本人確認書類を別途求めている場合には、押印を求める必要は低い。源泉徴収業務に関して、雇用者と従業員は継続的な関係にあり、押印による本人確認の必要性は低い。

特別徴収税額通知（納税義務者用）のように事業者に紙の配布を求めているものについては、電子媒体による配布を促進する。準備の関係で紙による配布を原則とする場合でも、緊急対応として書面配布時期の後ずれ、あるいは、電子媒体による配布を認めるべきである。

【制度的対応】

オンライン化及びオンライン利用率を引き上げるため必要な対応を行う。押印について

は、源泉徴収業務における従業員等による押印も含め、廃止する方向で検討する。

⑥ 補助金・交付金（交付申請、変更申請、交付、実績報告、成果報告等）

【緊急対応】

押印を必要とする特段の事情のある行政手続等を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。変更申請や実績報告等は継続的な関係の中での手続であり、書面や押印を本人確認に用いる必要性は低い。当初の交付申請についても、継続的関係にある者からの申請である場合や、手続の進行に応じて申請者に電話やメール等で問い合わせを行う場合などには、申請時点で押印の必要性は低い。

【制度的対応】

補助金等について、オンライン化（Jグランツの活用を含む。）に取り組む。このほか、簡易な民間電子認証サービスの利用その他の本人確認方法を検討し、オンライン手続を早急に整備する。押印については、廃止する方向で検討する。

⑦ 統計・調査等

【緊急対応】

統計目的の調査について、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。統計調査の性質上、本人確認等の必要性は低い。電子的な提出を原則（調査対象が選択した場合に限り、書面による提出）とする。

統計目的以外の調査について、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。訴訟リスクがある場合にあっても、文書の証拠価値は、押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意する。

【制度的対応】

オンライン利用を原則とするため、必要な対応を行う。押印については、廃止する方向で検討する。

⑧ 会計、人事関係書面など（契約書、領収書、見積書、承諾書、決裁など）

【緊急対応】

（会計）契約書以外の見積書、請求書、領収書等については、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。文書の証拠価値は、押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意する。契約書については、相手方が望まない場合を除いて電子契約を行うこととし、電子契約が可能である旨の周知を行う。

（入札）既存の電子入札システム等の利用促進を図るほか、利用促進の観点から緊急的に

講ずべき措置がないか精査する。

(人事) 法令の条文に規定がある場合を除き、押印不要とするとともに、eメール等での書類提出を認める。

(その他) 決裁、共済関連手続等を含め、電子的な手段による手続を認め、慣行的に求めてきた押印は廃止する。

【制度的対応】

システム改善等を行い、電子的手段による手続を原則化する。その際、必要に応じ、簡易な民間電子認証サービスの利用その他本人確認の方法について検討する。押印については、原則として、廃止する方向で検討する。

⑨ その他

上記①から⑧の分類に当てはまらない手続については、上記①から⑧に準じて、緊急対応及び制度的対応を行う。オンライン化等を促進する上での各種環境整備については、必要な制度的対応を進める。

4. 対面手続の見直しの基準について

【緊急対応】

- a 慣行等として行われている立ち合い等（建設現場への立ち合い、機器のメンテナンス等を含む）については、原則としてオンラインでの対応を行う。
- b 法令に基づく講習等については、可能な限りオンライン対応を行う。オンライン対応が不可能な場合には、講習等の実施に関して一定の猶予期間を与えるなどの措置を講じる。
- c その他の対面手続についても、可能な限りオンライン対応を行う。
- d 上記 a から c の取組を実施しない場合には、各府省において、実施しない理由を明らかにするものとする。

【制度的対応】

デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

5. 地方公共団体の実施する手続の見直しについて

国の法令等に基づいて地方公共団体を提出先とする手続については、法令等所管各府省における対応を明確にした上で、コロナ感染症への対応という非常事態における緊急対応が住民の生命・健康を守る観点から喫緊の課題として実施が望まれる旨を明確化したガイドライ

ン等を地方公共団体の担当部局に発出する。

地方公共団体が独自に実施する手続についても、総務省において、国の基本的対応方針を地方公共団体に示し、国に準じた対応が実施されるよう求める。

以 上

府省毎の「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」結果概要

(注1) 経済団体の要望のうち、行政手続に関するものを記載。民間の手続に関する要望は含まれない。

(注2) 担当省庁が全省庁の要望については、具体的要望事項のあったもののみ当該省庁の欄に記載。また、各省共通項目（会計・入札等、電子署名・電子認証サービス等の利用拡大、収入印紙の貼付）は、各府省の回答の粒度が異なり、一律の評価が困難であること、今後、政府全体としての取組を推進する方針であることから、各府省別の項目には加えていない。

(注3) 関連する要望項目は、規制改革推進室によって一つの項目に統合及び機数の項目に分割しているものがある。また、経済団体からの要望は、内容が交わらないと考えられる範囲で編集、整理している。

(注4) 評価は、各手続の利用実態も勘案しつつ、原則として「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」（令和2年5月22日）に示された見直し基準で、

書面はa～d及びf～h、押印はa～d、対面はa～cに該当する場合に、○としている。

(注5) 経済団体からの具体的要望事項のなかった宮内庁、個人情報保護委員会、消費者庁、防衛省については未掲載。

人事院

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
民間企業における役員報酬調査の電子化	○			経団連37
行政・外郭団体と民間企業との人材交流に関する出向協定締結時の押印撤廃	○	○		経団連102

内閣府

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
就労証明書の書式統一や電子化	×	○	デジタルで完結する仕組みの構築は各市区町村の事務の実態調査を踏まえて検討する必要があるため	経団連7、141、43、86-2、99、137、150-2、18、69、同友会15、日商9、新経連27、44

公正取引委員会

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
株式取得届出書提出手続きのオンライン化等	○	○		経団連126

警察庁

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
警備業に関する各種申請・届出書類の簡素化	×		オンライン化を可能とする方策を検討中のため	経団連54
道徳使用許可申請の電子化・非対面化	△	×	オンライン化を可能とする方策を検討中のため	経団連6-4、55、同友会3-3、20
犯罪収益移転防止法の本人確認の簡素化	○	○		経団連91-3
安全運転管理等の届出の電子化	△	○		経団連75-5、同友会50
営業車の車庫証明	○	○		同友会30
免許の再発行手続の電子化・更新時講習	×	○	オンライン化を可能とする方策を検討中のため	同友会59、新経連41
古物営業許可申請		○		新経連31

金融庁

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
金融商品取引業者等に係る手続の電子化等	○	○		経団連89
役員・主要株主の売買報告における提出期限延長または提出方法の変更	○	○		経団連90-1
財産調査等の官公庁から保険会社への照会のデジタル化・オンライン化	△	△		同友会19
飲食店によるインターネットを通じたチケット販売等における資金決済法に基づく保証金の供託不要期間（6カ月）の延長		○		日商7
資金決済法に係る官公庁等への届出等	○	○		新経連60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74
前払式手段に係る届出・報告等	○	○		新経連75、76、77、78

総務省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
住民票転出届のオンライン化		○		経団連53、114
住民票転入届、転居届、世帯変更届のオンライン化		×	届出者の実在性・本人性を厳格に対面で確認することが不可欠なため	経団連114、115
自治体の不動産関係行政における面会協議・住民への説明会開催の見直し		○		経団連2
税務書類各種（国税、地方税）に係る書面・押印の見直し	○			新経連26
納税通知書のデジタル化	○			同友会13
給与等の支払いに係る状況調査の電子化	○			経団連87、同友会38
税金等の支払処理に係る納付書不要化とオンライン化	○			経団連147-2
住民税特別徴収通知書の係る手続の完全電子化	△			経団連27、43、98、71
住民税異動届等の電子化	○			経団連8、97、125-1、135-3、同友会47、新経連28
消防法に基づく手続に係る書面・押印・対面の見直し	○	○		経団連56、75-2、90-2、13、20、90-5、76-1、6-3、同友会1、60、61、日商18、新経連34、39
電波法に基づく手続に係る書面・押印の見直し	○	○		経団連59、同友会54
電気通信事業法に基づく手続に係る書面・押印の見直し	○	○		経団連60、新経連40
土業における「どこで働くか」を限定する法規定（行政書士）		○		新経連53
携帯音声通信事業における本人確認の非対面化（携帯電話不正利用防止法第2章に定める本人確認方法）		○		経団連63、新経連48
特別定額給付金の申請手続の電子化	○			経団連120

法務省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
入国管理局への手続に係る押印・書面の見直し	○	○		経団連1-13、19、136、新経連13、19、
商業登記に係る書面・押印の見直し	△			経団連134、90-3、同友会53、新経連15、38、50
商業登記の変更手続における期限の延長	○			経団連149
司法手続における交付送達オンライン化	×	×	法改正が必要となるため	同友会22
陳述書、事情届（給与差押）のデジタル化	×	×	最高裁判所において規則の改正が必要となるため	同友会37-1
法人設立の際の公証人役場における定款認証の廃止		△		日商12
第三者の個人保証の際の公証人役場での対面手続		×	現行法令上、囑託人が公証役場に出頭せずに所定の手続を実施して公正証書を作成することはできず、また、対面により、公証人による保証予定者の意思確認を正確に行う必要があるため	日商13

外務省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
外務省が発給する証明書（アポストイーユ）の電子化	×	×	提出先である諸外国の官憲等が原本への認証や押印を求めているため	経団連31
パスポートの有効期間満了後の新規発給	○			新経連42

財務省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
免税手続店カウンターでの物品同一性の確認のデジタル化		○		新経連7
士業における「どこで働くか」を限定する法規定（税理士）		○		新経連14、52
法人税・所得税等、税関連手続の電子化	○	○		経団連35、1-11、1-12、135-1、135-2、新経連26、36
年金受給者死亡時の所得税還付請求手続の電子化	○	○		経団連39
租税条約に基づく手続の電子化	○	○		経団連40、46、104、同友会11、29
電子帳簿保存法に係る要件の緩和	○	○		経団連68、132
陳述書、事情届（給与差押）のデジタル化	○	○		同友会37-2
外為法に基づく手続のオンライン化	○			新経連12、20
生命保険会社に対する財産調査照会業務の電子化	○	○		経団連5-1

文部科学省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
大学への提出書類の押印削減	○	○		経団連1-3、新経連30
学校の購買の見積書・請求書・領収書への押印の省略	○	○		日商23

厚生労働省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
健康保険関連の手続	○	○		経団連1-9、88、101、152、70、144、同友会14、新経連25、46
雇用保険関連の手続	△	○		経団連29、30、16、101、144、同友会36、日商5、新経連21
雇用調整助成金の申請手続	○	○		経団連133、125-3、1-6、同友会12、日商1
厚生年金関連の手続	○	○		経団連28、1-7、45、1-8、101、112、113、144、新経連24
確定拠出年金関連の手続	○	○		経団連17、21、33、34
労災保険関連の手続	△	○		経団連103、110、125-3、144、14、同友会36、新経連22
労働基準法に基づく就業規則、36協定等の届出	×	×	(緊急対応について再検討中)	経団連1-1、14、111、15、93、1-5、77-2、同友会27、日商5、新経連23
労働安全衛生法に基づく各種届出等	×	○	(緊急対応について再検討中)	経団連85、73、74、72、26、14、77-2、同友会17
公正採用選考人権啓発推進委員状況報告、専門実践教育訓練の受講に関する事業主の証明	△	○		経団連16
社会保険協定適用証明書の取得手続	×	○	年金個人情報にインターネットからの攻撃が及ばないよう、外部からのeメールを遮断しているため	経団連41、125-3
人材開発支援助成金支給申請		○		同友会33
医薬品等の製造販売承認申請等	○	○		経団連1-4、57、58、同友会4、5、6、7、8、9、32、43、44
医療法人や薬価算定基準に係る申請・届出等	○	○		同友会42、新経連35
介護分野の文書、対面規制	○	○		日商10、11
飲食店の営業許可や業態転換等	○	○		日商6、14
食品衛生責任者の「遠隔管理」による無人店舗の実現		○		新経連18
各種検査・点検報告書等の提出	○	○		経団連75-4、同友会3-2
特定建築物関連の届出	○	○		同友会2-3
生命保険会社に対する財産調査照会業務	△			経団連5-2
土業における「どこで働くか」を限定する法規定（社会保険労務士）		△		新経連54
就労証明書等の書式統一・簡素化・電子化（放課後児童クラブ利用申請時）	○	○		経団連86-1、150-1

農林水産省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
動物医療機器製造販売届出書への代表印の押印		○		経団連1-2

経済産業省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
NEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）に対するプレゼンテーションのオンライン化		○		経団連92
工業統計調査等調査依頼の郵送着、郵送提出の見直し	○			経団連1-14、36
「委託業務事務処理マニュアル」に基づく経済産業省の確定検査		○		経団連145
原産地証明の取得手続	○	○		同友会10、日商17
電気事業法に基づく申請・届出の電子化	○	○		経団連75-3、83
電気工事士の資格更新		○		経団連76-3
賦課金減免措置等の再生可能エネルギー特別措置法に基づく申請・報告	○	○		経団連81
エネルギー供給構造高度化法に基づく申請・報告	○	○		経団連82
電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）に基づく申請・報告	○	○		経団連84
ガス事業法に基づく申請・届出の電子化	○	○		経団連79
高圧ガス保安法に基づく申請・届出の電子化	○	○		経団連75-3、同友会2-1
省エネ法に関する定期報告書、中長期計画書、法定責任者の選任/解任届などにおける調印対応	○	○		同友会2-1、34
商標権移転登録申請等のオンライン化	×		登録免許税の納付に係るシステム構築ができていないため	同友会18
特別一般包括許可に係る申請	○	○		同友会40
個別許可申請の原本証明書への許可申請権限保有者印	○	○		同友会41
公害防止管理者法に係る届出	○	○		同友会3-4

中小企業経営強化税制に係る工業会証明書の押印撤廃		○		経団連22
中小企業支援等における商工会議所のオンライン経営指導の制度化（都道府県の補助金要綱への明記）			○	日商16
中小企業支援等における専門家派遣の運用改善、専門家によるオンライン窓口相談の推進			○	日商15
中小企業の特許料金の一律半減制度における一括申請の導入	△			日商22
中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）及び小規模企業共済の申込書における郵送やオンライン申請の許容	△	△	△	日商24、25
保証協会付き融資を実施する際の、保証人面談のオンライン化の許容			○	日商29
クレジット番号等取扱契約締結事業者の割賦法に基づく届け出等	○	○		新経連83
クレジット番号等取扱契約締結事業者の日本クレジット協会への届け出等（定期報告）	○	○		新経連84、85

国土交通省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
建築基準法等に関する手続等の電子化	○	○	○	経団連6-6、75-1、同友会31
次世代住宅ポイントに係る手続の簡略化	○	○		経団連6-7
建設に係る設計や積算業務における書籍の電子化	○			経団連25
建設業における申請等の電子化等	○	○		経団連76-2、77-1、80、日商27、同友会31
建設業法における使用人・営業所専任技術者のテレワークの利用可能化				経団連95
宅地建物取引業者の届出事項等の電子化	○	○		経団連12、同友会31
公共事業案件の工事施工における提出書類の電子化・遠隔説明対応促進	△	△	○	経団連94
建設工事の監理技術者が「遠隔監理」で複数の工事現場の業務を兼務することの解禁			○	新経連17
運転取扱実施基準等の改正に伴う届出の電子化・押印撤廃	○	○		経団連78
航空法等に係る各種申請手続の簡素化・デジタル化	○	○	△	同友会3-1、51

環境省

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
各都道府県知事宛の産廃許認可申請関連の書類	○	○		経団連50
公害防止管理者、廃棄物管理者等の市区町村への届出	○	○		同友会3-5

原子力規制庁

要望項目	総合評価		緊急対応が困難な理由	経済団体要望No.
	書面	押印 対面等		
原子力関連の届出等に係る手続の見直し	○	○		経団連38、同友会2-2

全府省合計の評価

全項目数	87	72	44	
○の項目数	65	65	35	
△の項目数	12	3	5	
×の項目数	10	4	4	
○及び△の割合	88.5%	94.4%	90.9%	

令和2年6月22日
行政改革推進本部事務局

行政機関等の内部手続についての押印・書面提出等の見直し

- 各行政機関・独立行政法人への要請
 - ・ 「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（5月18日規制改革推進会議）において、行政内部手続での押印の廃止等について、行政改革推進本部事務局と協力し、率先した取組を進めるとされたことを受け、5月22日に、行政改革推進本部事務局から各行政機関及び独立行政法人に対して、事務連絡を発出し、緊急対応として各府省独自の判断で速やかに見直しが可能なものについて取組を求めた。

- 各行政機関・独立行政法人における見直し状況
 - ・ 上記要請により、各行政機関・独立行政法人が押印、書面提出等の見直しを行った内部手続は、6月19日現在で約250手続となっている。
 - ・ 各府省の取組の横展開を図るため、行政改革推進本部事務局において、個別の手続ごとに、制度官庁の見解、各府省の見直し事例、今後の見直しの方向性を整理し、6月10日の人事管理官会議幹事会、6月18日の旅費・会計等業務効率化推進会議幹事会において、各府省に更なる取組を要請。

（主な見直し事例）

- ・ 出勤簿や休暇簿への押印（制度改革により押印が不要である旨を改めて周知。さらに勤務時間管理システムの利用を検討）
- ・ 年末調整手続における各種控除申告書の押印（電子的に提出することも可能であり、その場合には押印は不要である旨を改めて周知。さらに「年調ソフト」（国税庁が公開予定）などの利用を検討）
- ・ フレックスタイムの申告やテレワーク勤務申請の際の押印（制度改革により押印が不要である旨を改めて周知）
- ・ 有識者委員の指名に係る承諾書の廃止（慣例により提出されていたが、署名・押印を求めていた承諾書そのものを廃止）
- ・ 有識者委員への諸謝金や委員手当の支払い時の確認書（システムの活用により押印を不要とするなど今後は押印を求めない方向で調整）
- ・ 見積書・請求書等（文書の真正性を担保する手段を講じることを前提に押印省略を認める）

- ・ 現場立会（テレワーク等で監督者が不在の場合は、他の職員の補助を得て、写真、映像等による遠隔での監督を可能とする）
- ・ 組織内部の物品の貸し借りなどの申請（メールでの申請を可能にする）
- ・ 各府省の担当者を集めた連絡会議（書面開催等への切り替え）

○ 制度官庁における取組

制度官庁は、各府省が独自の判断で見直しが可能であることを手続ごとに確認し、その旨を各行政機関及び独立行政法人に対して明示することで、各府省における押印、書面提出等の手続の見直しを支援。また、今回の取組に先行して制度の見直しが行われていたものの、現場では押印や書面などの従来慣行が依然として存続しているものについては、制度改正の趣旨を改めて周知し、見直しの徹底を図っている。

さらに、システムの活用による従来手続の抜本的な見直しや業務プロセス全体の見直しの取組の一環として積極的に行うよう呼びかけも実施。

（主な取組）

- ・ 5月26日、財務省が「在宅勤務等の円滑化に資する旅費法に基づく財務大臣協議の手続きについて（留意事項）」を発出し、公印省略、電子媒体による提出を原則とすることを連絡。
- ・ 6月10日、人事管理官会議幹事会において、内閣人事局及び人事院から制度改正済みの事項について改めて周知徹底が図られ、人事関係の手続（出勤簿、休暇簿、勤務時間等）についてのシステムの積極的な活用について検討依頼が行われた。

○ 今後の取組

- ・ 各府省独自の判断で見直しが可能な手続については、優先順位の高いものから順次必要な措置を講じるよう要請。
- ・ 制度的な対応が必要なもの（司法などの行政以外の当事者も含めた多くの関係を整理する必要があるもの、行政外部の主体から押印を求められるものなど）については、必要な場合には法令改正も含め検討。
- ・ 書面・押印・対面を可能な限り削減するとともに、官民を通じた業務プロセス全体における関係者の負担を最小限にする観点から、取組を推進。その際、一部の関係者に負担が偏ることのないよう留意。
- ・ 各行政機関・独立行政法人には、押印、書面提出等の見直し状況について年内にもフォローアップを実施。

押印についてのQ & A

令和2年6月19日
内閣府
法務省
経済産業省

問1. 契約書に押印をしなくても、法律違反にならないか。

- ・ 私法上、契約は当事者の意思の合致により、成立するものであり、書面の作成及びその書面への押印は、特段の定めがある場合を除き、必要な要件とはされていない。
- ・ 特段の定めがある場合を除き、契約に当たり、押印をしなくても、契約の効力に影響は生じない。

問2. 押印に関する民事訴訟法のルールは、どのようなものか。

- ・ 民事裁判において、私文書が作成者の認識等を示したものとして証拠（書証）になるためには、その文書の作成者とされている人（作成名義人）が真実の作成者であると相手方が認めるか、そのことが立証されることが必要であり、これが認められる文書は、「真正に成立した」ものとして取り扱われる。民事裁判上、真正に成立した文書は、その中に作成名義人の認識等が示されているという意味での証拠力（これを「形式的証拠力」という。）が認められる。
- ・ 民訴法第228条第4項には、「私文書は、本人〔中略〕の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。」という規定がある。この規定により、契約書等の私文書の中に、本人の押印（本人の意思に基づく押印と解釈されている。）があれば、その私文書は、本人が作成したものであることが推定される。
- ・ この民訴法第228条第4項の規定の内容を簡単に言い換えれば、裁判所は、ある人が自分の押印をした文書は、特に疑わしい事情がない限り、真正に成立したものとして、証拠に使うてよいという意味である。そのため、文書の真正が裁判上争いとなった場合でも、本人による押印があれば、証明の負担が軽減されることになる。

- ・ もっとも、この規定は、文書の真正な成立を推定するに過ぎない。その文書が事実の証明にどこまで役立つのか（＝作成名義人によってその文書に示された内容が信用できるものであるか）といった中身の問題（これを「実質的証拠力」という。）は、別の問題であり、民訴法第 228 条第 4 項は、実質的証拠力については何も規定していない。
- ・ なお、文書に押印があるかないかにかかわらず、民事訴訟において、故意又は重過失により真実に反して文書の成立を争ったときは、過料に処せられる（民訴法第 230 条第 1 項）。

問 3. 本人による押印がなければ、民訴法第 228 条第 4 項が適用されないため、文書が真正に成立したことを証明できないことになるのか。

- ・ 本人による押印の効果として、文書の真正な成立が推定される（問 2 参照）。
- ・ そもそも、文書の真正な成立は、相手方がこれを争わない場合には、基本的に問題とならない。また、相手方がこれを争い、押印による民訴法第 228 条第 4 項の推定が及ばない場合でも、文書の成立の真正は、本人による押印の有無のみで判断されるものではなく、文書の成立経緯を裏付ける資料など、証拠全般に照らし、裁判所の自由心証により判断される。他の方法によっても文書の真正な成立を立証することは可能であり（問 6 参照）、本人による押印がなければ立証できないものではない。
- ・ 本人による押印がされたと認められることによって文書の成立の真正が推定され、そのことにより証明の負担は軽減されるものの、相手方による反証が可能なものであって、その効果は限定的である（問 4、5 参照）。
- ・ このように、形式的証拠力を確保するという面からは、本人による押印があったとしても万全というわけではない。そのため、テレワーク推進の観点からは、必ずしも本人による押印を得ることにこだわらず、不要な押印を省略したり、「重要な文書だからハンコが必要」と考える場合であっても押印以外の手段で代替したりすることが有意義であると考えられる。

問4. 文書の成立の真正が裁判上争われた場合において、文書に押印がありさえすれば、民訴法第228条第4項が適用され、証明の負担は軽減されることになるのか。

- ・ 押印のある文書について、相手方がその成立の真正を争った場合は、通常、その押印が本人の意思に基づいて行われたという事実を証明することになる。
- ・ そして、成立の真正に争いのある文書について、印影と作成名義人の印章が一致することが立証されれば、その印影は作成名義人の意思に基づき押印されたことが推定され、更に、民訴法第228条第4項によりその印影に係る私文書は作成名義人の意思に基づき作成されたことが推定されるとする判例（最判昭39・5・12民集18巻4号597頁）がある。これを「二段の推定」と呼ぶ。
- ・ この二段の推定により証明の負担が軽減される程度は、次に述べるとおり、限定的である。
 - ① 推定である以上、印章の盗用や冒用などにより他人がその印章を利用した可能性があるなどの反証が相手方からなされた場合には、その推定は破られ得る。
 - ② 印影と作成名義人の印章が一致することの立証は、実印である場合には印鑑証明書を得ることにより一定程度容易であるが、いわゆる認印の場合には事実上困難が生じ得ると考えられる（問5参照）。
- ・ なお、次に述べる点は、文書の成立の真正が証明された後の話であり、形式的証拠力の話ではないが、契約書を始めとする法律行為が記載された文書については、文書の成立の真正が認められれば、その文書に記載された法律行為の存在や内容（例えば契約の成立や内容）は認められやすい。他方、請求書、納品書、検収書等の法律行為が記載されていない文書については、文書の成立の真正が認められても、その文書が示す事実の基礎となる法律行為の存在や内容（例えば、請求書記載の請求額の基礎となった売買契約の成立や内容）については、その文書から直接に認められるわけではない。このように、仮に文書に押印があることにより文書の成立の真正についての証明の負担が軽減されたとしても、そのことの裁判上の意義は、文書の性質や立証命題との関係によっても異なり得ることに留意する必要がある。

問5. 認印や企業の角印についても、実印と同様、「二段の推定」により、文書の成立の真正について証明の負担が軽減されるのか。

- ・ 「二段の推定」は、印鑑登録されている実印のみではなく認印にも適用され得る（最判昭和50・6・12裁判集民115号95頁）。
- ・ 文書への押印を相手方から得る時に、その印影に係る印鑑証明書を得ていれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することは容易であるといえる。
- ・ また、押印されたものが実印であれば、押印時に印鑑証明書を得ていなくても、その他の手段により事後的に印鑑証明書を入手すれば、その印鑑証明書をもって、印影と作成名義人の印章の一致を証明することができる。ただし、印鑑証明書は通常相手方のみが取得できるため、紛争に至ってからの入手は容易ではないと考えられる。
- ・ 他方、押印されたものが実印でない（いわゆる認印である）場合には、印影と作成名義人の印章の一致を相手方が争ったときに、その一致を証明する手段が確保されていないと、成立の真正について「二段の推定」が及ぶことは難しいと思われる。そのため、そのような押印が果たして本当に必要なかを考えてみることに有意義であると考えられる。
- ・ なお、3Dプリンター等の技術の進歩で、印章の模倣がより容易であるとの指摘もある。

問6. 文書の成立の真正を証明する手段を確保するために、どのようなものが考えられるか。

- ・ 次のような様々な立証手段を確保しておき、それを利用することが考えられる。
 - ① 継続的な取引関係がある場合
 - 取引先とのメールのメールアドレス・本文及び日時等、送受信記録の保存（請求書、納品書、検収書、領収書、確認書等は、このような方法の保存のみでも、文書の成立の真正が認められる重要な一事情になり得ると考えられる。）
 - ② 新規に取引関係に入る場合
 - 契約締結前段階での本人確認情報（氏名・住所等及びその根

- 拠資料としての運転免許証など)の記録・保存
- 本人確認情報の入手過程(郵送受付やメールでのPDF送付)の記録・保存
 - 文書や契約の成立過程(メールやSNS上のやり取り)の保存
- ③ 電子署名や電子認証サービスの活用(利用時のログインID・日時や認証結果などを記録・保存できるサービスを含む。)
- ・ 上記①、②については、文書の成立の真正が争われた場合であっても、例えば下記の方法により、その立証が更に容易になり得ると考えられる。また、こういった方法は技術進歩により更に多様化していくことが想定される。
 - (a) メールにより契約を締結することを事前に合意した場合の当該合意の保存
 - (b) PDFにパスワードを設定
 - (c) (b)のPDFをメールで送付する際、パスワードを携帯電話等の別経路で伝達
 - (d) 複数者宛のメール送信(担当者に加え、法務担当部長や取締役等の決裁権者を宛先に含める等)
 - (e) PDFを含む送信メール及びその送受信記録の長期保存